

2016年3月

仮想通貨に関する国会提出法案について

弁護士 中崎 尚 / 同 河合 健

本年3月4日、仮想通貨に関する初めての法律案が国会に提出された。同法案中、改正資金決済法(案)では、仮想通貨を定義するとともに、業として行う仮想通貨の売買・交換及びその媒介等を仮想通貨交換業と位置付け、仮想通貨交換業は業登録がなければ行うことができないものとされている。また、仮想通貨交換業者の業務についての規制、同業者に対する監督等についても定められている。一方、同法案中の改正犯罪収益移転防止法(案)では、仮想通貨交換業者を同法における「特定事業者」に指定することで、犯罪収益移転防止法の一定の義務を負わせることとしている。

以下、この法律案のポイントを解説する。

I. 法律案提出の経緯

我が国においては、これまでビットコイン等の仮想通貨の法的位置付けは必ずしも明らかではなく、またこれを規制する法律も存在していなかった。しかし、仮想通貨がマネーロンダリングやテロに利用されるリスクが国際的に認識される中、2015年6月のG7エルマウ・サミットの首脳宣言を踏まえ、FATF(金融活動作業部会)において、「各国は、仮想通貨と法定通貨を交換する交換所に対し、登録・免許制を課すとともに、顧客の本人確認や疑わしい取引の届出、記録保存の義務等のマネロン・テロ資金供与規制を課すべきである」こと等を内容とするガイダンスが公表された。また、国内においては、一部のビットコイン交換所の破綻に伴い顧客の資金やビットコインが返還されない事態が生じ、利用者保護の必要性が高まっていた。

これら国内外の状況を踏まえ、昨年夏以降、金融審議会「決済等の高度化に関するワーキング・グループ」において、仮想通貨に係る国内法制度整備について検討が進められた。そして、資金決済に関する法律(「資金決済法」)及び犯罪による収益の移転防止に関する法律(「犯罪収益移転防止法」)等を改正して仮想通貨に関する規制を行うこと等を内容とする法律案(「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」)が、本年3月4日に国会に提出された。なお、一部メディアなどで報じられていたような、仮想通貨を「貨幣」として積極的に位置づけるものではない点は注意が必要である。

II. 法律案の骨子

仮想通貨に関する法律案の骨子は以下の通りである。

(資金決済法関連)

- ① 仮想通貨の定義
- ② 仮想通貨交換業に係る登録制の導入
- ③ 仮想通貨交換業者の業務に関する規制
- ④ 仮想通貨交換業者に対する監督
- ⑤ 仮想通貨交換業者の設立する認定資金決済事業者協会に関する規定
- ⑥ 仮想通貨交換業者に対する罰則

(犯罪収益移転防止法関連)

- ⑦ 仮想通貨交換業者の「特定事業者」への指定
- ⑧ 利用者、仮想通貨交換業者等に対する罰則

なお、上述の通り、今般の法律案は、マネロン・テロ資金供与対策と利用者保護を主目的として、主に仮想通貨交換業について一定の規制を行うものであって、仮想通貨に関する法制度を包括的に整備するものではない。例えば、仮想通貨の売買における消費税の取り扱い等については本法律案の枠外である。

III. 仮想通貨に関する資金決済法改正案(「改正資金決済法(案)」)の内容

1. 仮想通貨の定義

改正資金決済法(案)2条5項において「仮想通貨」は以下の通り定義されている。

- ① 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。)であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
- ② 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

つまり、資金決済法上、「仮想通貨」とは、①「通貨」又は「通貨建資産」¹には該当しない電子的に記録された「財産的価値」であり、かつ、不特定の者との間で、商品・役務の代金決済に使用すること及び売買することが可能であって、情報処理システムで移転が可能なもの、並びに②「仮想通貨」と交換できる「財産的価値」であって、情報処理システムで移転が可能なものということとなる。このように、同定義では、不特定の者との間での決済利用、売買、交換ができることが重要なポイントとなっている。このため、例えば利用範囲を限定した場合にこの定義に当てはまるかどうか論点となる可能性がある。

¹ 本邦通貨若しくは外国通貨をもって表示され、又は本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるものが行われることとされている資産をいう。この場合において、通貨建資産をもって債務の履行等が行われることとされている資産は、通貨建資産とみなす。(2条6項)

2. 仮想通貨交換業に係る登録制の導入

(1) 仮想通貨交換業

改正資金決済法(案)において「仮想通貨交換業」とは、次の行為のいずれかを業として行うことをいう(2条7項)。

- ① 仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換
- ② ①に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理²
- ③ その行う①、②に掲げる行為に関して、利用者の金銭又は仮想通貨の管理をすること

①のポイントは、本邦通貨・外国通貨を対価とする仮想通貨の売買だけでなく、仮想通貨同士の交換も対象となっている点である。②により、仮想通貨の売買・交換を行っておらずとも、その媒介、取次ぎ又は代理を業として行っている場合は「仮想通貨交換業」に該当する。たとえば、自ら仮想通貨の交換所を営んでいるわけではないが、ブローカーとして仮想通貨の購入を利用者に勧誘する場合も該当すると考えられる。また、③により、仮想通貨の管理サービスの提供も「仮想通貨交換業」にあたることになるが、“その行う仮想通貨の交換等に関して”との限定が付されているため、仮想通貨の交換等は行わずにウォレットサービスのみを提供する場合には、「仮想通貨交換業」に該当しないと解釈できる可能性がある。

(2) 仮想通貨交換業に係る登録

仮想通貨交換業を営むためには、内閣総理大臣の登録を受けなければならない(63条の2)。登録を受けた者を「仮想通貨交換業者」という(2条8項)。また、「外国仮想通貨交換業者」³についても、上記の登録が必要である。この登録を受けない外国仮想通貨交換業者が、国内にある者に対して、(1)の①ないし③の行為の勧誘を行うことは明文で禁止されている(63条の22)。

登録申請においては、取り扱う仮想通貨の名称、仮想通貨交換業の内容及び方法その他の事項を記載した登録申請書を提出し、その際、登録拒否事由のないことを誓約する書類、財務に関する書類、仮想通貨交換業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類等を添付する必要がある(63条の3)。登録事業者については、これを記載した「仮想通貨交換業者登録簿」が公表される(63条の4)。

改正資金決済法(案)63条の5には登録拒否事由が列挙されており、例えば、以下の場合には登録が拒否される。

- 株式会社又は外国仮想通貨交換業者(国内に営業所を有する外国会社に限る。)でないもの
- 外国仮想通貨交換業者にあつては、国内における代表者(国内に住所を有するものに限る。)のない法人
- 仮想通貨交換業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない法人
- 仮想通貨交換業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人
- 仮想通貨に係る規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人

3. 仮想通貨交換業者の業務に関する規制

仮想通貨交換業者の業務に関する主な規制は次の通りである。

- ① 仮想通貨交換業者は、情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない(63条の8)。

2 ①と②を併せて、「仮想通貨の交換等」という。

3 資金決済法に相当する外国の法令の規定により当該外国において仮想通貨交換業者の登録と同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を受けて仮想通貨交換業を行う者をいう(2条9項)。

- ② 仮想通貨交換業者は、利用者への情報提供など利用者の保護を図り、業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない（63 条の 10）。
- ③ 仮想通貨交換業者は、利用者の財産を自己の財産と分別して管理し、その管理の状況について、定期に公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない（63 条の 11）。
- ④ 仮想通貨交換業者は、利用者の苦情処理及び利用者との間の紛争解決に関し、指定仮想通貨交換業務紛争解決機関⁴との間で手続実施基本契約を締結する措置、又は当該紛争解決機関がない場合には、仮想通貨交換業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置を講じなければならない（63 条の 12）。つまり、利用者との間の紛争の解決を原則として金融 ADR により図ることが求められている。これらの具体的内容については、今後内閣府令によって定められることとなる。

4. 仮想通貨交換業者に対する監督

仮想通貨交換業者に関し、帳簿書類及び報告書の作成、公認会計士又は監査法人の監査報告書等を添付した当該報告書の提出、立入検査、業務改善命令等の監督規定が設けられた。主な規定は次の通りである。

- ① 仮想通貨交換業者は、内閣府令で定めるところにより、その仮想通貨交換業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない（63 条の 13）。
- ② 仮想通貨交換業者は、事業年度ごとに、仮想通貨交換業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない（63 条の 14 第 1 項）。この報告書には、財務に関する書類、当該書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない（63 条の 14 第 3 項）。
- ③ 仮想通貨交換業者で、利用者の金銭又は仮想通貨の管理をする場合は、②の報告書のほか、内閣府令で定める期間ごとに、内閣府令で定めるところにより、仮想通貨交換業に関し管理する利用者の金銭の額及び仮想通貨の数量その他これらの管理に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない（63 条の 14 第 2 項）。この報告書には、仮想通貨交換業に関し管理する利用者の金銭の額及び仮想通貨の数量を証する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない（63 条の 14 第 4 項）。
- ④ 内閣総理大臣は、仮想通貨交換業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、以下の対応を行うことができる（63 条の 15 第 1 項）。
 - 当該仮想通貨交換業者の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告又は資料の提出命令
 - 当該仮想通貨交換業者の営業所その他の施設への立ち入り
 - 当該仮想通貨交換業者の業務若しくは財産の状況に関する質問
 - 当該仮想通貨交換業者の帳簿書類その他の物件の検査
- ⑤ 内閣総理大臣は、仮想通貨交換業の適正かつ確実な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該仮想通貨交換業者から業務の委託を受けた者（再委託、再々委託その先の委託先を含む）に対しても、④の対応を行うことができる（63 条の 15 第 2 項）。
- ⑥ 内閣総理大臣は、仮想通貨交換業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、仮想通貨交換業者に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置その他監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる（63 条の 16）。
- ⑦ 内閣総理大臣は、仮想通貨交換業者が次のいずれかの事由に該当するときは、登録を取り消し、又は 6 ヶ月以内の期間を定めて仮想通貨交換業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる（63 条の 17）。当該処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

4 現時点では存在しておらず、仮想通貨交換業務について紛争解決等業務を行おうとする者の申請に基づき内閣総理大臣に指定される（99 条ないし 101 条）。

- 登録拒否要件(63条の5)のいずれかに該当することとなったとき。
- 不正の手段により、登録を受けたとき。
- この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分を違反したとき。

5. 仮想通貨交換業者の設立する事業者団体(認定資金決済事業者協会)に関する規定

仮想通貨交換業者は、会員企業に対する指導、監督などの業務を行うことを目的とする事業者団体を任意に設立することができる。この事業者団体のうち、一定の要件を充足する団体が認定資金決済事業者協会として認定される。資金決済法の、既存の認定資金決済事業者協会に関する規定が、仮想通貨交換業者の設立する事業者団体にも適用される(87条、88条、90条～92条、97条)。

- ① 認定要件(87条)
 - 一般社団法人であること
 - 仮想通貨交換業務の適切な実施の確保等を目的とすること
 - 仮想通貨交換業者を会員とする旨の定款の定めがあること
 - 認定業務を適切かつ確実にを行うために必要となる業務の実施方法を定めていること
 - 認定業務を確実に履行できる能力・財務基盤が整っていること
- ② 認定資金決済事業者協会の業務(88条)
 - 会員への指導・勧告等
 - 契約内容の適正化など利用者保護を図るために必要な指導・勧告等
 - 仮想通貨交換業務の適正化や情報管理を図るために必要な規則の制定ほか
- ③ 会員に関する情報の利用者への周知等(90条)
- ④ 利用者からの苦情に関する対応(91条)
- ⑤ 認定資金決済事業者協会への報告等(92条)
- ⑥ 認定資金決済事業者協会への情報提供(97条)

6. 仮想通貨交換業者に対する罰則

資金決済法の既存の罰則規定が、仮想通貨交換業者に対しても適用される(107条～109条、112条～117条)。主な違反事由と罰則は以下の通り。

- ① 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はその両方(107条)
 - 無登録で仮想通貨交換業を行った者
 - 不正の手段で登録を行った者
 - 名義貸しをした者
- ② 2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はその両方(108条)
 - 63条の11第1項の規定による利用者の金銭・仮想通貨の分別管理義務違反
 - 63条の17第1項の規定による仮想通貨交換業の全部又は一部の停止の命令違反
- ③ 1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はその両方(109条)
 - 63条の20によって義務付けられた公告をしないこと、又は虚偽の公告をすること(1号)
 - 63条の13によって義務付けられた帳簿書類の作成・保存義務違反、虚偽の帳簿書類の作成(4号)
 - 63条の14によって義務付けられた報告書・添付書類の不提出、虚偽記載(5号)
 - 63条の15によって義務付けられた報告・資料の不提出、虚偽の報告、虚偽の資料の提出(6号)
 - 63条の15によって義務付けられた答弁拒否、虚偽答弁、検査拒否、検査妨害、検査忌避(7号)

- ④ 6ヶ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金、又はその両方(112条)
 - 63条の3第1項の規定による登録申請書又は第2項の規定による添付書類の虚偽記載
- ⑤ 100万円以下の罰金(113条)
 - 63条の16の規定による業務改善命令の違反

IV. 仮想通貨に関する犯罪収益移転防止法改正案の内容

仮想通貨交換業者を犯罪収益移転防止法の義務を負う「特定事業者」に追加し(2条31号)、同法に規定される以下の義務等を課すこととされた。

1. 本人確認義務(4条)

顧客との間で、特定業務のうち特定取引等を行うに際しては、以下の事項の確認を行わなければならない。

- 本人特定事項
- 取引を行う目的
- 職業・事業内容
- 実質的支配者の本人特定事項
- (同条2項に定める一定の場合には)資産及び収入の状況

2. 確認記録の作成・保存義務(6条)

取引時確認を行った場合には、直ちに確認記録を作成し、特定取引等に係る契約が終了した日等から7年間保存しなければならない。

3. 取引記録の作成・保存義務(7条)

特定業務に係る取引を行った場合には、直ちに取引記録等を作成し、取引の行われた日から7年間保存しなければならない。

4. 疑わしい取引の当局への届出義務(8条)

特定業務において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあり、又は顧客が特定業務に関しマネーロンダリングを行っている疑いがあると認められる場合においては、速やかに届け出なければならない。

5. 取引時確認等を的確に行うための措置(10条)

取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるほか、使用人に対する教育訓練その他の必要な体制の整備に努めなければならない。

以上

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下の通りです。
弁護士 中崎 尚 (takashi.nakazaki@amt-law.com)
弁護士 河合 健 (ken.kawai@amt-law.com)
 - 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合にはお手数ですが、finlaw-newsletter@amt-law.com までご連絡下さいますようお願い申し上げます。
 - 本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins2.html>にてご覧いただけます。

**ANDERSON
MŌRI &
TOMOTSUNE**

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

TEL:03-6888-1000(代表)

E-mail:inquiry@amt-law.com